

2016年4月2日

白山市学童野球連盟 審判部長 西 正康

2016年度公認野球規則の改正等について（抜粋）

1.=省略

2.規則適用上の解釈変更について

「投手の投球当時」の解釈を、これまでの「投手がボールを持って投手板に触れたとき」（オン・ザ・ラバー）から、
「投手が打者に対する投球動作を開始したとき」に変更した。

3.以下=省略

出典：2016年2月10日付 一般財団法人 全日本野球協会・アマチュア野球規則委員会 発行『2016年度公認野球規則の改正等について』

上記解釈の変更に伴い影響が発生するプレーの例：

- ①走者1塁・3塁、投手がセットポジションを取った
- ②投手が打者に対し投球動作を開始する前に（＝投手がボールをもって投手板に触れた～セットポジション中に）1塁走者が2塁へ盗塁した
- ③1塁走者が2塁へ到達後、投手が打者へ投球
- ④その投球を打者がファウルした

これまでの解釈では”投手がボールを持って投手板に触れた”後の盗塁であるため、打者がファウルしたので

2塁へ進塁した走者は”投手の投球当時”占有していた1塁へ戻されていました。

これが新しい解釈では、前述③に記したタイミングでの盗塁は正当な進塁と見なされ④のファウルの後も2塁へ進んだ走者は1塁へ戻さず、
走者2塁・3塁での試合再開となります。

以上が大きな変更点です。